

平成27年美郷町議会議事録

第2回 定例会 (第1号)

招集年月日	平成27年 6月 8日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時	開 会	平成27年 6月 8日 午前 9時30分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成27年 6月 8日 午前10時36分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席11名 欠席名 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簗 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	1番	原 克 美	2番	福 島 教次郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	景 山 良 材	住 民 課 長	高 橋 武 司
	副 町 長	樋 ケ 司	健 康 福 祉 課 長	木 川 士 朗
	教 育 長	田 邊 哲 也	産 業 振 興 課 長	烏 田 正 輝
	総 務 課 長	渡 邊 泰 文	建 設 課 長	赤 穴 清
	企 画 財 政 課 長	窪 田 英 通	大 和 事 務 所 所 長	漆 谷 和 彦
	定 住 推 進 課 長	岡 先 宏 和	教 育 課 長	漆 谷 千 鳥
	出 納 室 長	小 田 運 博		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	局 長 三 上 利 三			
議 事 日 程	別 紙 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成27年美郷町議会第2回定例会議事日程
(第9号)

平成27年 6月 8日(月) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	議案の上程、説明、質疑、討論、表決 議案第57号 財産の取得について(平成27年度町内小・中学校 タブレット導入整備一式)
4	議案の上程、説明 議案第44号 美郷町農村情報連絡無線施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について 議案第45号 美郷町多機能コミュニティセンター条例の制定について 議案第46号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第47号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第48号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第49号 美郷町立図書館条例の制定について 議案第50号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第51号 平成27年度美郷町一般会計補正予算(第1号) 議案第52号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第53号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 54 号	平成 27 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 55 号	平成 27 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 56 号	平成 27 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
報告第 1 号	平成 26 年度美郷町一般会計繰越明許費について
報告第 2 号	平成 26 年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について
報告第 3 号	平成 26 年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について

(開 会 午前 9時30分)

●佐竹議長

おはようございます。開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますが、ただいま議長のお許しをいただきましたので、次の3件についてご報告をいたします。1件目は、竣工しましたみさと館の竣工式と美郷町合併10周年記念式典についてでございます。町議会の議員の皆様のご理解をいただき、建設を進めてまいりました美郷町多機能コミュニティセンターみさと館につきましては、5月末をもちまして工事が完了したところでございます。みさと館の竣工式につきましては、6月12日、金曜日午前10時半からテープカットを行い、引続き竣工式を開催させていただくこととしております。議員の皆様への館内のご案内につきましては議会中ではございますが、本日、午後1時から1時間の予定で見学をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。また、美郷町合併10周年記念式典につきましては、6月14日、日曜日午前9時半から表彰式典を行い、10時半からオープニングセレモニーとして歌手の六子さんのライブ、そして六子さんと邑智小学校、大和小学校の平成16年度生まれの小学校5年生全員による合唱を聞いていただき、11時10分頃から記念式典を挙行いたします。両式典とも既に御案内をさせていただいているところでございますが、改めましてご案内を申し上げます。尚、表彰式典では表彰審議会にて審査をいただきました三つの団体、九名の個人、計12団体・個人の皆様のご功労に対し、表彰させていただきます。尚、表彰者につきましては、タブレットに名簿を掲載しておりますのでご覧ください。

次に2件目は、工事発注状況についてでございます。工事等の発注状況につきましては、同様に一覧表を、お手元のタブレットに掲載しておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

次に3件目としまして、平成25年度、26年度の議会におきまして採決となりました請願、陳情の取組み状況につきまして、副町長からご報告を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

お許しをいただきましたので、平成25年度及び平成26年度に議会におきまして採択となりました請願、陳情への取組み状況につきまして報告をさせていただきます。まず最初に、潮・曲利連合自治会からの「町道二タ合谷線改良についての陳情」でございますけれども、既に測量設計を行っておりまして、本年度は用地買収と一部工事を発注する予定

といたしております。

2件目は、乙原自治会から「間野川並びにつづら谷の防災対策についての陳情」につきましては、現在、砂防工事を島根県へ要望中となっております。県では今年度、対策が必要な箇所の見直し作業行いまして、対策工事の優先度を整理することとでございます。町といたしましては、優先度が上位になりますよう働きかけております。間野川床板復旧は、今年度の町発注工事として実施を計画しておりまして、工事にあわせまして、要望にあります一部区間の道路嵩上げを行いまして、歩道部との段差解消について改善する予定でございます。

3件目といたしまして、田水自治会から「町道田水線の道路改良と待避所設置に関する陳情」につきましては、本年度測量設計を発注する予定でございます。これによりまして、待避所等、必要な用地買収を行いまして、一部工事を行うこととしております。

4件目といたしまして上酒谷自治会から「林道光峠線道路改良についての請願」でございます。現道を基準とした道路改良を行うには、非常に厳しい地形でございまして、今後、林野庁、島根県としても、補助事業を見据えた中で協議を行う必要がございます。従いまして、現在のところでは、今後の整備計画路線として位置づけてまいりたいと考えておるところでございます。

5件目は、上野連合自治会からの「上野ふれあい会館駐車場拡張に関する陳情」でございます。意見として、当面、現在の駐車場に白線等を入れ住宅入居者の出入りを妨げないよう配慮する事となっておりますので、本年度白線の引き直しを行います。併せまして、意見の中に、国道横断等の信号機の設置もございましたが、これにつきましては所管する公安委員会へ引き続き要望してまいります。

6件目に、都賀行連合自治会から「町道都賀西都賀行線の改良工事につきましての陳情」でございます。意見として付されてありますように、狭小な箇所につきましてカーブ改良等を実施することとなっておりますので、高梨集会所手前のカーブにつきまして計画するよう考えております。

最後に7番目でございますけども、都賀本郷連合自治会からの「町道町中線道路側溝整備に関する陳情」についてでございます。本年度、町内連担地内の道路側溝関係の修繕計画を計画をいたしております。これに併せ、当地区にも計画をいたすこととしております。

以上で、請願、陳情に対する取組み状況の報告をさせていただきました。以上でございます。

●佐竹議長

町長の諸報告が終わりました。全議員出席であります。ただいまから平成27年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番・原議員、2番・福島議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日

8日から16日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から16日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、先議といたしまして「議案の上程、説明、質疑、討論、表決」に入ります。議案第57号・財産の取得についてを議題といたします。執行部からの提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程になりました議案第57号についてご説明いたします。議案第57号、財産の取得について、次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。記。1. 取得する財産。平成27年度町内小・中学校タブレット導入整備一式。2. 取得の金額。金1667万3千040円。3. 取得の相手方。邑智郡美郷町別府106番地7。有限会社山崎教具店。代表取締役山崎勝司。4. 取得の方法。指名競争入札。議案の内容でございますが、この財産の取得は平成27年度町内小・中学校タブレット導入整備のため入札を行ったもので、平成27年5月25日に指名競争入札をいたしました。入札参加者は、有限会社山崎教具店、株式会社多山文具美郷町出張所、樋原文具店、株式会社大川清風堂の4社でございます。落札者は、邑智郡美郷町別府106番地7、有限会社山崎教具店、代表取締役山崎勝司。落札金額は1543万8千円消費税1200、失礼しました。消費税123万5千040円を加え、契約金額1667万3千040円でございます。仮契約は、平成27年6月1日に締結しております。納入期限は、議決から40日以内で7月17日を予定しております。購入の内容は、タブレットパソコン及びハードケース225台、充電/同期用タブレット収納ボックス26台、電子黒板ユニット16式、管理用パソコン1台、無線LANアクセスポイント24台、給電HUB5台、以上でございます。以上、ご審議のほどお願いいたします。

●佐竹議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論がないようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。お諮りします。議案第57号財産の取得について、原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

賛成、多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案の上程、説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております議案は、条例案7件、予算案6件、報告事件案3件の計16件であります。議案第44号から議案第56号までの13議案、並びに報告事件案3件の計16件を一括上程いたします。始めに、議案第44号から議案第50号までの条例案について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程いただきました、議案第44号について、ご説明いたします。議案第44号、美郷町農村情報連絡無線施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。美郷町農村情報連絡無線施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。上程になりました廃止条例について、ご説明いたします。同条例は、農林漁業情報防災及び行政事務に関する連絡の伝達施設として、固定局子局中継局等の設備、そして、各家庭の個別受信設備等を設置しておりましたが、新たにデジタル化に向けた防災行政無線施設を平成24年度から25年度にかけて整備し、平成26年3月に完全供用開始したところでございます。それに伴いまして、同条に定めるすべての施設について撤去したため、この農村情報連絡無線施設の設置及び管理条例について廃止する条例を上程するものでございます。以上で、議案第44号の説明を終わります。ご審議のほど、お願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第45号について、ご説明いたします。議案第45号、美郷町多機能コミュニティセンター条例の制定について。美郷町多機能コミュニティセンター条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。議案の内容でございますけれども、平成26年3月から建設を進めこのたび竣工いたしました美郷町多機能コミュニティセンターの設置及び管理等について、定めるものでございます。条例の方をめぐっていただきまして、まず条例の名称でございますが、設計及び建設工事においてこの建物の名称を多機能コミュニティセンターと称して参りまし

たことに合わせ、この施設が多機能を有し、多目的にご利用いただくこととなることから、条例にこの名称を使用しております。第1条には、目的と設置について掲げております。地方自治法には、地方公共団体の基本的役割について、住民の福祉の増進を図ることが謳われております。この施設におきましてもコミュニティ、文化、産業を初めとする各分野において、本町の活性化を図る拠点施設として位置づけとなることから、目的も同様の文言を記載し、その目的を図るための施設であると掲げております。2条には、この建物の位置を掲げております。第3条では、構成と名称として、コミュニティセンターと図書館に分けて公募により決定した、それぞれぞれの名称を掲げております。第4条には、管理する者を謳っております。現在のところ管理は教育委員会が図書館と併せて行うこととしていますが、今後、部局連携等があることも考慮し、町長または教育委員会が行うこととしております。また、第2項には、設置目的に照らした事業、あるいは管理のために職員を置くことが、置く場合があり得ることを想定しまして、必要な職員を置くことができるとしております。第5条では、使用許可について次のページの第6条及び第7条では使用許可に当たっての制限と目的外使用の禁止項目を設けており、内容としましては他の施設とほぼ同様に管理上必要な条項を謳っておるものでございます。第8条には、使用料金を謳っております。この条の第2項でございますが、使用料金の弾力的かつ機動的に料金設定を運用するために条例では別表にて一定の基準を設け、詳細または具体的な使用料はその別表に定める範囲内で規則に定めることとしております。第3項では、施設の設置目的あるいは使用に当たっての内容等を踏まえ、使用料金を減額し、または免除することができることと謳っております。第9条から第12条までの使用料の還付規定、使用の変更、中止及び取消、原状回復の義務、賠償責任の条項につきましては、他の施設とほぼ同様の一般的な情報を掲げております。第13条におきましては規則委任についての定めでございます。想定するものとしましては使用許可の手續、使用料の減額や還付、条例の範囲内での使用料金、主な設備器具の使用料金等を予定しております。附則としまして、1 この条例は平成27年6月29日から施行する。2 この条例の施行前になされた使用許可に係る手續などについて、この条例に規定があるものについては、この規定によるものとする定めでございます。次のページに別表といたしまして、第8条関係の使用料金の範囲、いわゆる上限となる金額を掲げております。使用料金の体系としましては、一般的にご使用いただく場合については使いやすい料金水準とするため、1時間を単位として設定しております。また、冠婚葬祭での使用は、1日を単位で設定しております。この表の備考でございますが、1では1時間未満は1時間とすること、2において加算する場合の上限を設けております。(1)では事業目的に使用される場合を、(2)では利用目的とはしないが料金を徴収される場合を、(3)では町外者が使用される場合の加算割合を掲げております。このページの3と次のページの4では冷暖房使用の場合、あるいは準備、練習、撤去等における使用料の加算及び減額割合を掲げ、5では設備器具を使用した場合については別に定めることとしております。以上で、議案第45号の説明を終わります。ご審議のほ

ど、お願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第46号につきまして、ご説明をいたします。議案第46号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いします。このたびの税条例の改正ですけれども、実は本年の3月31日に地方税法の一部改正がございました。その一部改正の中の大きなものとして、本年4月1日に施行するもの。それから来年の1月1日、平成28年の1月1日に施行するもの。それから平成28年の4月1日に施行するもの。この3つの内容がございまして、4月の臨時会のところにおきましては、本年の4月1日に施行するものにつきまして専決処分をさせていただいてご承認をいただいたところです。本日、ご提案をさせていただくものは、平成28年1月1日施行分の内容となっておりまして、28年4月1日分の施行分につきましては、また改めて上程をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。それでは概要ですけれども、今回の税条例の改正制定につきましては、2条構成にさせていただいております。1点目は第1条になりますが番号法の改正に伴う条文の整備となっております。2点目は第2条ですが、住民税についての地方税法の改正による条項の整備という内容になってございます。それでは具体的に改正の内容について、説明をいたします。初めの第2条第3号及び第4号につきましては、納付書、納入書の記載内容について規定をしているものでございます。これは番号法の規定に基づきまして、法人等においては法人番号等の記載を義務づけるものとなっております。続いて、第33条第2項につきましてはただし書きを追加したのですが、これは所得税における国外転出時課税制度が創設をされたことに伴い、個人住民税の算定基礎である所得割の課税標準の計算において、譲渡所得については所得税法上の計算の例によらないものとするを規定したものでございます。第36条の2第9項につきましては、新たに町民税の納税義務者となった法人についての規定ですが、申告の際に必要な事項として法人番号を加えるという内容のものでございます。第36条の3の3第4項につきましては、公的年金受給者の扶養親族の申告についての規定ですけれども、地方税法の改正による引用条項のずれを整備するものとなっております。続いて、第51条の改正からめくってできまして3ページ目の149条の改正につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税及び入湯税にかかる減免申請及び申告等を行う際に必要な事項を規定しているものでございますが、それぞれ、その申請書、申告書等に個人番号又は法人番号を必要事項として加える内容等になっております。同じく3ページ目中段に記載をしております附則第10条から、第10条の3第1項第1号から第9項、第1号につきましても、それぞれ個人番号又は法人番号についての規定を加える内容となっております。続いて、同じく3ページの下段から、この改正条例の附則でございまして。第

1条では、この条例の施行期日を平成28年1月1日としております。ただし、各税目における経過措置等について、第2条以降に規定をしております。まず第2条では、町民税の適用を平成28年度以降とすることとしています。第3条から第6条につきましては、それぞれ固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税に関する経過措置ですが、いずれも条例の施行日までに提出された申告書等につきましては、従前の例によることを規定したものでございます。以上が議案第46号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて議案第47号につきまして、上程をさせていただきます。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。改正の趣旨について、ご説明いたします。このたびの税率改正につきましては、平成26年度に引続きの改正として上程させていただきました。これは、大きく次の3点の理由によるものでございます。まず1点目は、医療費の増加に伴うものでございます。平成25年度に比較しまして、平成26年度では被保険者数は一般分、退職分を合わせて2.3%の減となっておりますが、その反面、一人当たりの医療費は一般分と退職分を合わせて1.78%の増加となっております。したがって、今後も増加が予想される医療費に対応しなければならないということが1点目でございます。2点目としまして、3年後の平成30年度には国保を運営する保険者につきまして、現在の市町村から県を単位とした広域化が図られる予定となっていることです。広域化された場合、保険税率は現行より高い水準になることが想定されるため、段階的に税率改正を行うことにより被保険者の負担を和らげる必要があります。3点目としまして、将来の試算方式の変更を見据えたものであります。保険税の算定方式には、2方式、3方式、4方式の3種類があります。現在、美郷町では4方式により算定をしておりますが、広域化された場合には資産割を除いた3方式になる予定です。そのため県内市町村では、3方式による算定の移行が進んでいます。3方式に変更した場合には、資産割部分を他の算定部分に分けることとなりますが、いきなり今年度から3方式に移行するのではなく、段階を踏んで来年度から3方式へ移行したいと考えています。これは、被保険者の皆様への周知期間も設けたいとの考えてございます。議会でのご承認をいただいてから、周知を行っていきたく思っております。以上のことから、今回上程させていただいた改正条例では、来年度からの資産割の削除を含めた改正内容とさせていただきます。それでは、具体的な改正内容の説明をさせていただきます。改正条例の1ページ目をお願いします。まず改正条例の条項ですが、平成27年度施行分を第1条、平成28年度施行分につきましては第2条とさせていただきます。それでは第1条ですが、条例第3条第1項では医療分の所得割の税率について、8.02%を8.72%に、0.7%の引き上げでございます。第4条では医療分の資産割の税率につきまして、29.55%を15.0%に、14.55%の引き下げでございます。第6条では後期支援分の所得割の税率につきまして、2.3%を3.0%に、0.7%引き上

げるものでございます。第7条では後期支援分の資産割の税率について、7.63%を3.82%に、3.81%の引き下げでございます。第8条では介護分の所得割の税率について、2.2%を2.9%に、0.7%引き上げるものでございます。第9条では、後期支援分の資産割の税率について9.68%4.84%に4.84%の引き下げでございます。この改正によりまして、おおむね1人当たり3.67%1世帯あたりでは3.4%の負担増をお願いするものになります。次に第2条ですが、この第2条につきましては、資産割に係る部分の削除について規定したものでございます。第2条第2項から第4項までの規定及び第21条の規定中で、それぞれ資産割に係る部分を削除をしております。または資産割の税率を規定した第4条、第7条及び第9条を同じく前文削除する改正となっております。附則についてです。1の施行期日につきましては、この条例の第1条の規定は公布の日から施行すること。第2条は、平成28年4月1日から施行することを規定しております。2の適用区分としまして、第1条に改正後の規定は平成27年の分の保険税について適用し、平成26年度分までの保険税については従前の例によるしております。3としまして、第2条の改正後の規定は平成28年度分の保険税について適用し、平成27年の分までの保険税については従前の例によるしております。以上で議案第47号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程になりました議案第48号につきまして、ご説明申し上げます。議案第48号、美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年6月8日提出。美郷町長、景山 良材。提案理由をご説明いたします。今回提案させていただきました条例案の趣旨は、教育委員会で管理しております教職員住宅に一般住民の方も入居できるよう、美郷町教職員住宅条例の一部を改正するものです。教育委員会が管理しております教職員住宅は、文部科学省の公立学校施設整備費補助金を利用して、僻地校に勤務する教職員の居住のために建築したものです。現在、長藤に木造平屋3棟6戸、鉄筋2階建て1棟4戸の計10戸を管理しておりますが、近年では道路事情がよくなったことから町内に住宅を必要とする教職員が減り、2戸程度が恒常的に空室となっております。このほど10戸の内、4戸について国庫補助の目的外使用制限期間が、26年度末をもって終了いたしました。そこで入居者のない住宅について、一般住民の方の入居を可能とするよう条例を整備し、空き施設の有効活用を進めていくものです。具体的に、条例案のご説明をいたします。新旧対照表の方がわかりやすいと思いますので、次のページをご覧ください。条文が前後いたしますが、改正後の欄の中ほどをご覧ください。第14条第1項から第4項まで、一般入居についての条項を新設することとしております。この条項では教職員でないものについて教育委員会が必要と認めた時は、住宅と期間を限定して入居できることを規定しています。

入居できる期間は、原則1年間としております。これは教職員の異動により入居者やそれに伴って住宅の空き状況も変化するため、1年間を目安といたします。なお、状況によっては、教育委員会が認めた場合は1年以上の入居も可能としています。また、一般入居を可能とした場合、使用料の滞納等が危惧されることから第13条第1項に第1号から第4号までを新たに設け、住宅の明け渡しの要件を明確にいたします。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。議案第48号については、以上でございます。

続きまして、上程になりました議案第49号につきまして、ご説明いたします。議案第49号、美郷町立図書館条例の制定について。美郷町立図書館条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをご覧ください。提案理由をご説明いたします。美郷町立図書館は、多機能コミュニティセンターみさと館2階に本年8月1日にオープンする予定でございます。この美郷町立図書館条例は、図書館の目的及び設置、位置、管理主体、職員の配置、事業内容など基本的な事項を定めるものです。図書館の管理運営、その他必要な事項につきましては、教育委員会規則で定めることとしております。附則として、この条例は、平成27年8月1日から施行するものでございます。議案第49号につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程いただきました議案第50号について、説明をいたします。議案第50号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。提案の理由でございます。次ページをご覧ください。この条例は、農業生産施設の設置管理について定めた条例でございまして、平成26年度に設置しました別府地域共同利用農機具保管施設について、このたび第2条の表に加えるものでございます。表に加える内容は、名称といたしまして別府地域共同利用農機具保管施設。設置位置、美郷町別府462番地1。建設年度、平成26年度でございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしてしております。以上でございます。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

●佐竹議長

続いて、議案第51号から議案第56号までの予算案について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

上程されました議案第51号について、説明いたします。議案第51号、平成27年度

美郷町一般会計補正予算第1号。平成27年度美郷町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万1千円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4557万1千円とする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。7ページをご覧ください。歳入でございます。款14県支出金項2県補助金目4、農林水産業費補助金でございます。経営体育成支援事業補助金の割当内報があったことによりまして、185万1千円を計上いたしております。農機具の整備に対する補助事業でございます。次に目5、教育費県補助金、128万円の減額でございます。これは昨年度まで、放課後支援コーディネーターに嘱託員を、嘱託職員を雇用しておりましたが、本年度雇用しなかったことによりまして補助金の減額でございます。次ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、議会費から18ページの款10、教育費までの節2、給料、節3、職員手当等、節4、共済費につきましては、一括説明とさせていただきますが、4月1日人事異動に伴いますもの、また、育児休業退職者の給与調整、共済組合の負担率の改正によるものでございまして、一般会計人件費415万9千円の減額となっております。また、5つの特別会計に対する各繰出金につきましても、人事異動、共済費負担率改正に伴います補正でございます。合計で423万6千円の減額となっております。次ページをお願いいたします。上段でございます。款2、総務費、項1、総務管理費、目10、諸費、説明欄をご覧ください。その他負担金といたしまして、山陰中央新報社主催の地域応援キャンペーン事業の移動新聞社ふるさと愛おちでございますが、イベント協賛金といたしまして32万4千円計上していただいております。10ページをお願いいたします。款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、説明欄をご覧ください。中段でございますけれども、005、国民年金費の二段上になりますが、その他補助金35万円でございます。邑智地区保護司会におきまして、法務省の指導のもと邑智地域の拠点として更生保護サポートセンターを設置されることになりまして、川本町商工会館の1階スペース、旧島根統計情報事務所だそうでございますけれども、改修して使用するため、その費用について3町で支援するものがございます。13ページをお願いいたします。下から二段目でございます。目3、農業振興費、説明欄でございます。歳入でも説明いたしました経営体育成支援事業補助金額を計上いたしております。続きまして、16ページをご覧ください。款10、教育費、項1、教育総務費、また下段の同款、項2、小学校費、次ページの上段でございます項3、中学校費の各節7、賃金でございますけれども、教育委員会の職員体制が変わりましたため、臨時職員1名と小学校1名、中学校2名の校務員3名を雇用をいたします。合計707万2千円の増額補正でございます。次に17ページ下段でございます。目、1、社会教育総務費、節7、賃金でございます。歳入で説明させていただきました放課後支援コーディネーターを雇用しなかったことに伴います嘱託職員賃金195万円の減額をしております。以上で、議案第51号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程をいただきました議案第52号につきまして、ご説明いたします。議案第52号、平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号。平成27年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8977万9千円とする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。6ページをお願いいたします。2歳入、款5、繰入金、項1、他会計繰入金目1、一般会計繰入金でございます。補正額20万8千円の減額でございます。説明にありますように、特別会計簡易水道事業の運転公債費分とありますけども、運転費、いわゆる異動に伴います人件費分の補正となります。次ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、上水道費、項1、簡易水道事業費、目1、簡易水道事業費、20万8千円の減額でございます。説明欄にありますように、人件費の補正でございます。以上で議案第52号の説明を終わります。

続きまして、議案第53号の説明をいたします。上程になりました議案第53号、平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号。平成27年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千飛び64万7千円とする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。これも6ページをお開きください。6ページに歳入の説明でございます。2歳入、款4、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金でございます。それぞれ公共下水道の繰入それから集落排水の繰入、それぞれ運転費関係の人件費に関するものでありまして、公共下水が9万3千円。集落排水が6万円。合計15万3千円増額ということでございます。次ページをご覧ください。3歳出、款1、下水道費、項1、公共下水道費、目1、特定環境保全公共下水道費。これとその下の、項2の農業集落排水事業費、目1、農業集落排水事業費。それぞれに人件費説明にありますように、人件費の関係で補正をいたしまして繰入金は9万3千円。農業集落排水で6万円ということで15万3千円の増額補正という事でございます。以上で議案第53号の説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程になりました議案第54号について、説明をいたします。議案第54号、平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号。平成27年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳

出予算の総額から、歳入歳出それぞれ272万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6600飛び7万8千円とする。平成27年6月8日提出、美郷町長景山良材。6ページをお願いいたします。歳入でございます。2歳入、款13、繰入金、項2、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額272万4千円の減額でございます。これは人事異動後の職員給与費等が減少した為、および共済費の率の改定が主なものでございまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。3歳出、款1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額272万4千円の減額でございます。人事異動及び共済費の率の改定に伴い、給与手当、共済費を減額するものでございます。以上で議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号をお願いいたします。議案第55号、平成27年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号。平成27年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7742万7千円とするものでございます。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。6ページをお願いいたします。2歳入、款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額9万5千円の増額でございます。給与費、共済費の増に伴い、繰入金を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額9万5千円の増額でございます。増額の理由でございますが、昇格による給与手当の増、共済費の率改定及び嘱託職員賃金の組替による増額となっております。以上で議案第55号の説明を終わります。

続きまして、議案第56号。上程いただきました議案第56号につきまして、ご説明いたします。議案第56号、平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。平成27年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正予算の総額から、歳入歳出それぞれ155万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8333万7千円とする。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。こちらも6ページの方お願いいたします。歳入でございます。2歳入、款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金。155万1千円の減額でございます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、155万1千円の減額でございます。職員の人事異動及び共済組合費の率の改訂によるものが内容となっております。以上で議案第56号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

続いて、報告事件案3件について順次説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

上程いただきました報告第1号について、説明いたします。報告第1号。平成26年度美郷町一般会計繰越明許費について。地方自治法第213条の規定により繰越したので、同法施行令第146条第2項により下記のとおり報告する。平成27年6月8日提出、美郷町長 景山 良材。平成26年度美郷町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計の繰越明許費計算書につきましては、本年3月の町議会第1回定例会におきまして議決を頂いたところでございますが、施行令の規定によりまして、地方公共団体の長は、繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を翌年度に繰越した時には、翌年度の5月31日までに、繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならないとの規定になっております為、この度報告を申し上げるものでございます。それでは、款2、総務費の関係でございます。3月に公布内示がされました、国の地方創生地域活性化交付金の地域住民生活等緊急支援交付金事業、消費喚起・生活支援型・地方創生先行型とも3月定例議会で補正計上させていただいておりますが、それぞれ1720万円、2915万4千円の全額を繰越すものでございます。続きまして、多機能コミュニティセンター建設事業、7億6318万4千円及び款10、教育費の図書館整備事業、3275万5千円の繰越でございます。多機能コミュニティセンターにつきましては、既に5月末の29日でございますか、竣工検査は終了しております。次にみさと力創造事業 みさとカレッジ運営費でございます。2月実施の企業コンテスト入賞者のトマト加工1件分の支援金につきまして、ブラッシュアップしながら交付していく事になる為、1000飛び飛び4万円を繰越すものでございます。次に款6、農林水産費でございます。県単ため池安全確保事業、367万3千480円は、排水構造物基盤整備が、申訳ございません。排水構造物基盤整備促進事業の200万160円は、運搬路について、地元協議に不測の日数を生じた事。林道一本木線開設事業1916万円は、豪雨災害によりまして、施工箇所の測量等に不測の日数を生じ要したことによりまして繰越でございます。尚、基盤整備促進事業、一本木線については既に完了しております。続きまして、款8土木費でございます。町道改良事業で都賀行宮内線2419万2千円。4行目の二タ合線2380万円は、砂防指定河川の為に、新設橋梁の設計に不測の日数を要したものでございます。久保線646万1千円は、使用物件の移転作業に、飯谷線1505万3440円は、迂回路林道舗装工事の工程調整。連水線の1360万円は、地すべり協議に。浜原大橋長寿命化事業2736万円は、計画しておりませんでした照明設備の損傷の追加調査設計に、それぞれ不測の日数を要しましたことによりまして、繰越すものでございます。また、若者定住住宅団地造成工事は、下水道工事の工程調整に不測の日数生じた為、3623万1千680円を繰越いたします。ひとつ飛びまして、款11、災害復旧費でございます。現年農業災害復旧事業、1カ所150万円の繰越。すでに完了しております。林業施設につきましては、湯谷宇山線、9135万6千円の繰

越。公共土木施設は、現年1カ所過年25ヶ所とも、用地調整に日数を要した事により、現年1884万8千円、過年は1億76万1500円を繰越しいたします。繰越明許の総額は、19事業12億3633万260円でございます。それぞれの財源につきましては、計算書財源内訳のとおりでございます。以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願い致します。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました、報告第2号につきましてご説明いたします。報告第2号。平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について。地方自治法第213条の規定により繰越したので、同法施行令第146条第2項により、下記のとおり報告する。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。下の表です。平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。款1、項1、事業名でございますが、原・防災安全交付金。通常砂防の工事に伴う水道移設工事という事で、この名称にありますように、今、長藤でちょうど道の駅の向い側になりますけれども、JRに隣接して原川という砂防事業、県事業で施行をしております。その仮設道の設置につきまして、既存の水道施設が支障いたしておりまして、移転補償という形で、県から移転補償費をいただいて、昨年度から工事をしとりますが、本体の砂防工事の取付工事そのものが遅れておるために、移設工事もそれに伴って繰越せざるを得なくなったという事でございます。金額は、翌年度繰越額264万4920円ということでございまして、財源内訳につきましては、その他ということで、全て移転補償費という事でございます。以上で報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号の説明をいたします。報告第3号。平成26年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について。地方自治法第213条の規定により繰越したので、同法施行令第146条第2項により、下記のとおり報告する。平成27年6月8日提出。美郷町長 景山 良材。下の表でございます。平成26年の美郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。款1の下水道費、項4の特定地域生活排水事業費でございます。事業名は、循環型社会形成推進交付金事業でございます。いわゆる町村型の設置の小型合併浄化槽の事業でございまして、これにつきまして、翌年度繰越額につきまして1977万9千600円を繰越をいたします。これにつきましては、19基、予定の基数を計画をしております、今現在8基済みという事でございます。以上が報告第3号で、説明を終わります。よろしくお願い致します。

●佐竹議長

以上で、全議案の説明が終わりました。質疑は、9日に日程を取りますのでよろしくお願いをいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、9日の火曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

尚、この後11時からこの場におきまして全員協議会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

(散 会 午前10時36分)